

給与所得に係る村民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日

(宛先) 豊丘村長

申請者

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

法人番号

指定番号

豊丘村村税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため届け出ます。

理 由

①事業所において給与の支払いを受ける者が、常時10人未満ではなくなったため。

②その他参考となるべき事項がある場合に限り記入してください。

- (注意) 1 この届出書を提出した場合には、提出日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
※給与の支払いを受ける者が再度常時10人未満になったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- 2 この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。
[例] この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
12～2月分⇒4月10日まで 3月分⇒4月10日まで
4～5月分⇒翌月10日まで